平成２２年（フ）第５３号
福井市御幸１丁目７番16号
債務者　南出かづ子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５５号
福井県鯖江市長泉寺町２丁目９番１－４号
債務者　竹前　好恵
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
福井市志比口２丁目25番８号
債務者　千秋　雅美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６９号
福井県あわら市古屋石塚第11号16番地
債務者　北嶋しのぶ
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１７８５号
愛知県小牧市新町２丁目85番地　太平コーポラスⅡ405号
債務者　岩田　美代
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６号
兵庫県洲本市大野1109番地５
債務者　小川　直子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第８８号
徳島県海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島２番地１
債務者　出島二士夫
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第１０３５号
高知市神田711番地１　京島マンション２Ｆ２号、申立時の住所高知市神田741番地14
債務者　野中　美和
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０５１号
高知県南国市大埇甲1946番地４
債務者　水野　靖範
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４６号
高知県南国市篠原1450番地
債務者　山岡　史代
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２号
高知県香南市赤岡町26番地１　市営住宅栄町団地Ｊ棟４号
債務者　本田　重雄
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６３号
高知市北本町４丁目５番33号　Ｒａｆｆｉｎｅ201
債務者　和田　浩幸
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６４号
高知市北本町４丁目５番33号　Ｒａｆｆｉｎｅ201
債務者　和田　広美
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６号
高知市中久万299番地２
債務者　丸本　早苗
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６号
大分県杵築市大字杵築665番地777リバーサイド北浜Ｇ101
債務者　仲妻　奈実（旧姓軸丸）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２１年（フ）第６０８号
宮崎市大工３丁目265番地
債務者　原田　賤子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６０９号
宮崎市大字恒久5001番地　酒井アパート103号
債務者　原田　憲典
1　決定年月日時　平成22年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
宮崎地方裁判所破産係